

2025 DISCLOSURE

ディスクロージャー



第44回全国豊かな海づくり大会
応援マスコット「とこまる」



三重県職員信用組合

組合員の皆さま方には、平素から格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、当組合の経営内容を取りまとめたディスクロージャー誌「2025 DISCLOSURE」を作成しましたので、ご高覧いただきご理解を賜れば幸いに存じます。

国内景気は引き続き経済成長となることが期待されるものの、米政権の関税強化策に端を発した貿易摩擦で、今後の世界経済の動向は不透明であることや、政策金利が令和7年3月には17年ぶりに0.5%と引き上げられ、いわゆる「金利のある世界」を迎えるなど、当組合を取り巻く経営環境は大きく変化してきております。このような経営環境のなか、令和6年度の決算は、前期と比べ増収増益となるとともに、組合員数も着実に増加を続けています。

昨年10月に、当組合は創立100周年を迎えることができました。これも皆さまのご支援の賜物だと、厚く感謝申し上げます。

この感謝の気持ちを大切に、皆さまにお返ししていけるような仕事をしていかななくてはと、職員一同決意を新たにいたしました。

今年は101年目の新しいスタートとなる節目の年となります。これからも、皆さまの課題解決や夢の実現を支えるために、お役に立ち、信頼される三職信であり続けたいと考えておりますので、引き続きかわらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月

理事長 紀平 勉

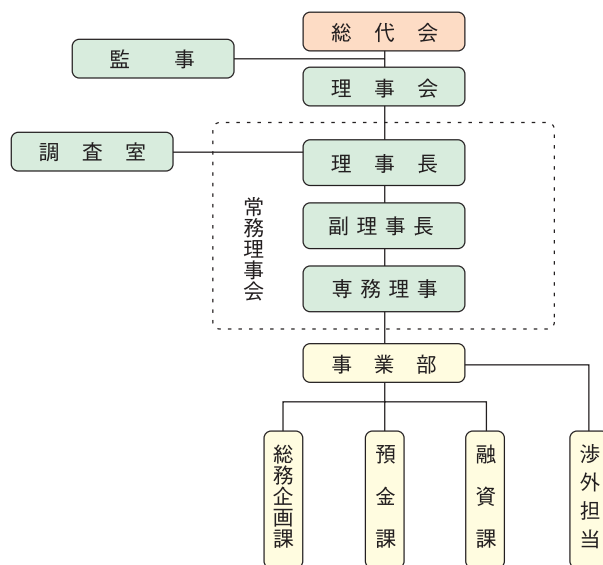
当組合の概要

【名 称】 三重県職員信用組合
【設 立】 大正13(1924)年10月1日
【所在地】 三重県津市広明町13番地

当組合のあゆみ(沿革)

- 大正13年10月1日／「三省信用組合」設立
- 昭和45年1月20日／伊勢出張所開設
- 昭和48年8月9日／四日市出張所開設
- 昭和59年6月1日／「三重県職員信用組合」に名称変更
- 平成4年5月31日／伊勢出張所、四日市出張所を廃止
- 平成17年2月7日／金融業務システムを信組情報サービス株式会社(SKC)へ移行
- 平成19年4月27日／ホームページ開設
- 平成20年7月16日／三重県警察職員にも組合員資格を拡大
- 平成23年4月1日／極度型フリーローンの取扱いを開始
- 平成28年4月28日／「ライフサポート資金」の取扱いを開始
- 平成29年1月4日／「有担保大口住宅ローン」の取扱いを開始
- 平成29年6月27日／利用分量配当の導入
- 平成31年4月1日／「マイカーローン」を大幅リニューアル
- 令和元年8月1日／「教育ローン」を大幅リニューアル
- 令和6年1月4日／ホームページを大幅リニューアル
- 令和6年10月1日／創立100周年

事業の組織



令和7年7月1日現在

役員一覧

理事長	紀平 勉	理事	大松 俊介
副理事長	葛山 美香	理事	中川 貴司
専務理事	松本 直樹	理事	廣垣 正治
理事	鈴木 和美	員内監事	辻 健一
理事	中村 岳彦	員外監事	安井 広伸
理事	高島 久義	員外監事	酒谷 宜幸
理事	岡本 雅樹		
理事	小西 広晃		

令和7年7月1日現在

組合員の推移

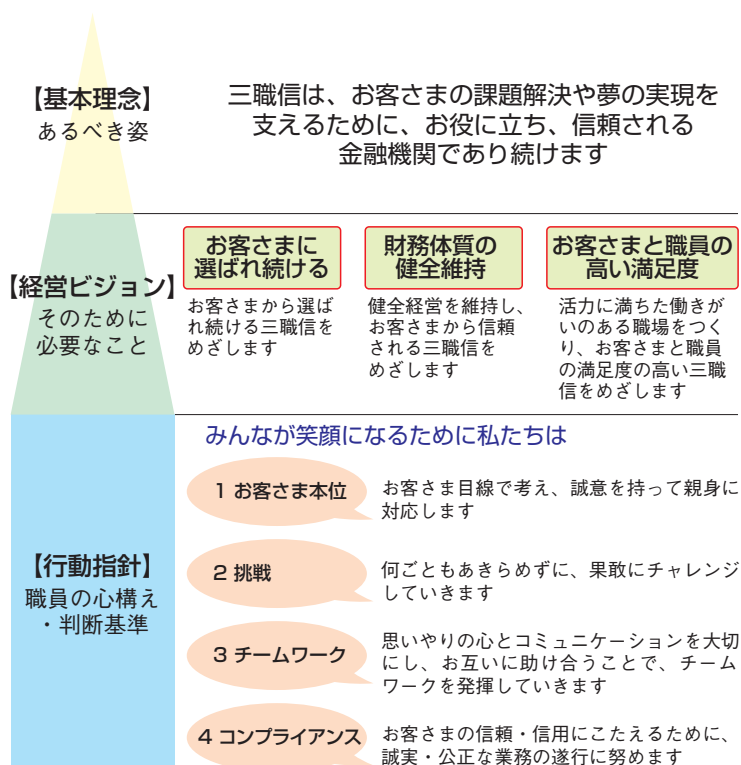
(単位:人)

区 分	令和5年度末	令和6年度末
個 人	9,349	9,447
法 人	8	8
合 計	9,357	9,455

◇理事、監事は当組合職員以外の出身者です。

事業方針

■基本理念、経営ビジョン、行動指針



■中期経営計画 取組方針(2023年度～2025年度)

基本理念（めざす姿）

お客さまのお役に立ち信頼される金融機関であり続ける

経営ビジョン（そのために必要なこと）

お客さまに
選ばれ続ける財務体質の
健全維持お客さまと職員の
高い満足度

基本戦略

- お客さまから選ばれ続ける組織となるために
- 健全で収益力のある組織となるために
- 信頼性の高い組織となるために
- 高い人材力・組織力が発揮できる組織となるために

重点施策

- お客さまから選ばれ続ける組織となるために
 - お客さまと接する機会の充実・強化
 - 商品・サービスの魅力向上
- 健全で収益力のある組織となるために
 - 安定的な収益の確保と将来にわたる健全経営
 - 営業力の強化
- 信頼性の高い組織となるために
 - リスク管理態勢の強化
 - コンプライアンスの徹底とマネロン対策等の実効的な態勢整備
- 高い人材力・組織力が発揮できる組織となるために
 - 職員の活躍推進
 - 行動的で明るく親しまれる組織風土の醸成

令和6年度 経営環境・事業概況

国内景気は、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き、経済成長となることが期待されていますが、米政権の関税強化策に端を発した貿易摩擦で、今後、世界経済が減速し、国内企業の収益が打撃を受けるリスクもあることから、米政権の方針や中国などの報復措置の動向、内外の経済・物価情勢や金融市場の動向等については十分注意していく必要があると考えています。

また日本銀行においては、当面の金融市場調節方針を変更し、短期金利（無担保コール翌日物レート）を0.5%に引き上げ、その後の3月会合、5月会合においても、政策金利を現行の0.5%程度で継続することが決められています。

政策金利が0.5%となるのは、平成20年10月以来約17年ぶりの水準となりますが、今後の日本銀行の金融政策運営については、利上げシナリオに不透明感が漂っているものの、引き続き金利を引き上げ、金融緩和度合いを調整していくという基本的な考え方に変わりはないとしていることから、今後のさらなる金利の上昇局面に、的確に対応していくことが求められています。

こうした認識のもと、「金利のある世界」への回帰は、収益面ではプラス・マイナス両面の影響が想定されることから、三職信を取り巻く経営環境の変化をしっかりと見極めて、機動的に対応していきます。

さらには、昨年の100周年の盛り上げを一過性にせず、この先に繋ぎ、三職信の未来を持続的に発展させていくために、ポスト100周年事業を展開していきます。

このような経営環境のなか、令和6年度決算は、経常収益が194百万円で、前期比13百万円の増加、経常利益が35百万円で、前期比1百万円の増加、当期純利益が26百万円で、前期比1百万円の増加となり、前期と比べ増収増益となりました。

また、一時的な変動要因の影響を除いた金融機関の基本業務による収益力を表したコア業務純益は42百万円で、前期比8百万円の増加となりました。

① 預金積金

当期末の預金積金残高は15,311百万円で、前期比4.27%、684百万円の減少となりました。

退職者優遇金利定期預金、サマー、ウインターの各キャンペーンを効果的に展開したものの、金利環境の変化により法人預金残高が58百万円減少、個人預金残高が626百万円減少したことによるものです。

② 貸出金

当期末の貸出金残高は5,480百万円で、前期比11.83%、580百万円の増加となりました。

100周年記念事業で金利引下げキャンペーンを行った有担保大口住宅ローンの残高は3,079百万円で、前期比20.81%、530百万円増加となり、全体の約5割強を占めております。また、金利引下げキャンペーンを行ったマイカーローンの残高は1,223百万円となり、前期比14.45%、154百万円の増加となった一方、教育ローンやフリーローンが伸び悩んだこと、旧住宅ローンなどの定例返済に伴う減少が105百万円あったことによるものです。

③ 余資運用

当期末の有価証券保有残高は9,646百万円で、前期比11.47%、1,250百万円の減少となりました。これは、市場金利の上昇により保有債券の時価が下落したことに加え、運用利回りの改善等を図っていくために、利率の低い債券を700百万円（額面価格）売却したことによります。また、預け金残高は1,871百万円で、前期比15.23%、336百万円の減少となりました。

④ 損益

収益面では、貸出金利息が69百万円で、前期比2百万円の増加、有価証券利息配当金が108百万円で、前期比6百万円の増加、預け金利息が5百万円で、前期比4百万円の増加となりました。

貸出金については、過去の高金利の貸出金の減少及び新たな貸出が低金利となったことにより利回が1.38%と前期比で0.05ポイント低下した一方、新規貸出が好調で残高が大きく増加したことによるものです。有価証券については、金利環境の変化に伴い新規購入分が償還及び売却分と比較して高金利での運用となったことから、利回が1.00%と前期比で0.04ポイント上昇したことによるものです。預け金については、系統中央機関の記念定期預金への預入により、利回りが0.27%と前期比で0.21ポイント上昇したことによるものです。

費用面では、預金利息が14百万円で、前期比5百万円の増加となりました。これは、政策金利引上げに伴い預金利率の引き上げを3回行ったことが主な要因です。預金利回りは0.09%で、前期比で0.04ポイントの増加となっております。また、100周年記念事業展開により物件費は1百万円の増加したものの、職員の入替に伴う人件費3百万円の減少により、経費は126百万円で、前期比2百万円の減少となりました。

⑤ 組合員

当期末の組合員は9,455人で前期比98人の増加となり、出資金は208百万円で前期比6百万円の増加となりました。

（注）金額は、表示単位未満を切捨てて表示しており、0百万円と表示したものは百万円未満を表します（以下の各表における金額についても同様です。）。

■総代会の仕組み(役割)

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、「総会」を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は組合員が多く、「総会」の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより、「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、各事業年度に係る計算書類の承認、事業計画及び収支予算の設定、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

■総代の選出方法等

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約に則り、各選挙区毎に自ら立候補した方若しくは選挙区内の組合員から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

当組合は選挙区を9つの区に分け、総代の選出を行っています。なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数がその選挙区において選挙すべき総代の数を超えない場合は、その候補者(立候補者、(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

(2) 定数

総代の定数は、125人以上135人以内です。選挙区別の選挙すべき総代数は、定款で定める範囲内において理事会で定めており、令和7年度においては各選挙区毎に総代基礎数6～7人を設け、更に、各選挙区の組合員数120人につき1人を加算して算出して選挙すべき総代数としております。

(3) 任期

総代の任期は3年となっています。

なお、総代氏名につきましては当組合事務所に閲覧可能です。

■総代会の決議事項等の議事概要

第77期通常総代会が、令和7年6月27日に三重県勤労者福祉会館で開催されました。当日は総代129名のうち、出席78名(うち、委任状39名)のもと、全議案が可決・承認されるとともに、理事10名の任期満了、監事3名の任期満了及び辞任に伴う選挙が行われました。

報告事項

令和6年度(第76期)事業報告について

決議事項

第1号議案 令和6年度(第76期)計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)の承認について

第2号議案 令和7年度(第77期)事業計画(案)及び収支予算(案)の設定について

第3号議案 所在不明組合員の除名(案)について

役員選挙 理事10名、監事3名を選出

■総代選挙区の状況

(令和7年7月1日現在)

本庁選挙区	総代数	地域選挙区	総代数
知事部局	15	桑名・四日市・鈴鹿	8
出納局・各種委員会・ 県議会事務局・教育委員会・ 企業庁・病院事業庁	11		
三重県警察	25	津・伊賀	9
三重労働局・ 社会保険関係機関・ 四日市港管理組合・ 職員労働組合・ 総合医療センター・ 志摩病院・その他団体等	8	松阪・伊勢・志摩	10
		尾鷲・熊野	7
退職組合員	36		
小 計	95	小 計	34
		合 計	129



貸借対照表

(単位:千円)

[illegible]

科 目	金 額	
(負債の部)	令和5年度	令和6年度
預 金 積 金	15,996,492	15,311,921
当 座 預 金	—	—
普 通 預 金	608,060	768,361
貯 蓄 預 金	—	—
通 知 預 金	—	—
定 期 預 金	15,362,053	14,361,859
定 期 積 金	26,377	181,697
そ の 他 の 預 金	2	3
譲 渡 性 預 金	—	—
借 入 金	—	—
借 入 金	—	—
当 座 借 越	—	—
再 割 引 手 形	—	—
売 渡 手 形	—	—
コ ー ル マ ネ ー	—	—
売 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 り	—	—
外 国 他 店 借	—	—
売 渡 外 国 為 替	—	—
未 払 外 国 為 替	—	—
そ の 他 負 債	33,843	35,184
未 決 済 為 替 借	—	—
未 払 費 用	18,383	18,950
給 付 補 填 備 金	6	692
未 払 法 人 税 等	5,753	9,809
前 受 収 益	—	—
払 戻 未 済 金	7,492	4,261
職 員 預 り 金	—	—
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借 入 商 品 債 券	—	—
借 入 有 価 証 券	—	—
売 付 商 品 債 券	—	—
売 付 債 券	—	—
金 融 派 生 商 品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リ ー ス 債 務	—	—
資 産 除 去 債 務	—	—
そ の 他 の 負 債	2,207	1,470
賞 与 引 当 金	3,603	3,454
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	12,091	11,921
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	—	—
特 別 法 上 の 引 当 金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債 務 保 証	—	—
負 債 の 部 合 計	16,046,031	15,362,482
(純資産の部)		
出 資 金	202,478	208,613
普 通 出 資 金	202,478	208,613
優 先 出 資 金	—	—
そ の 他 の 出 資 金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利 益 剰 余 金	2,128,649	2,143,229
利 益 準 備 金	200,797	202,478
その他利益剰余金	1,927,852	1,940,751
特 別 積 立 金	1,717,275	1,717,275
当期末処分剰余金	210,576	223,475
自 己 優 先 出 資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	2,331,127	2,351,842
その他有価証券評価差額金	△113,550	△358,671
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	—	—
評価・換算差額等合計	△113,550	△358,671
純 資 産 の 部 合 計	2,217,576	1,993,170
負債及び純資産の部合計	18,263,607	17,355,653

貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円で表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しており、0.0百万円と表示したものは百万円未満を表します。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- その他の有形固定資産 4年～20年
4. 無形固定資産の減価償却は定額法を採用しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資課が資産査定を実施しております。
6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)を採用しており、当組合の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができなため、当該企業年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。
- 当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の提出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
- | | |
|----------------|------------|
| 年金資産の額 | 269,416百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | 211,033百万円 |
| 差引額 | 38,382百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金提出割合
- 〔自〕令和5年4月〔至〕令和6年3月〕0.077%
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円及び財政上の剰余金48,278百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金3百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金提出時の標準給与の額に乘じることと算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。
8. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の統合的リスク管理をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として組合員に対する貸出金及び有価証券です。有価証券は、債券、株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当組合は、信用リスク管理規程及び貸付規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、融資課により行われ、また、定期的に職場内のリスク管理会議や経営陣による理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i)金利リスクの管理
- 当組合は、統合的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。
- 市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理会議において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
- また、その結果を理事会にて報告しております。
- (ii)為替リスクの管理
- 当組合は、統合的リスク管理によって為替の変動リスクを管理しております。
- 市場リスク管理規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理会議において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
- また、その結果を理事会にて報告しております。
- (iii)価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営方針に基づき、余資運用規程に従い行っています。
- また、総務企画課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- これらの情報は、リスク管理会議及び理事会において定期的に報告しております。
- (iv)市場リスクに係る定量的情報
- 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
- 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「[協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)]」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
- なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、経済価値は、807百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当組合は、統合的リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

9. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	1,871	1,871	△0
(2) 有価証券	9,646	9,646	—
その他有価証券	9,646	9,646	—
(3) 貸出金(*1)	5,480		
貸倒引当金(*2)	△16		
	5,463	5,439	△24
金融資産計	16,981	16,957	△24
(1) 預金積金(*1)	15,311	15,089	△222
金融負債計	15,311	15,089	△222

(※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については10.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。

定期性預金の時価は、一定の金額帯及び期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	0
全信組連出資金(*2)	173
合 計	173

(※1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 全信組連組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

10. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	180百万円	99百万円	80百万円
債 券	1,629	1,603	25
国 債	103	100	3
地方債	205	200	5
社 債	1,321	1,303	17
その他	—	—	—
外国証券	—	—	—
小計	1,809	1,703	106

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
株 式	0百万円	0百万円	—百万円
債 券	7,836	8,442	△605
国 債	730	898	△167
地方債	751	800	△48
社 債	6,353	6,743	△390
その他	—	—	—
外国証券	—	—	—
小 計	7,836	8,442	△605
合 計	9,646	10,145	△499

11. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落して、評価差額を当該事業年度の損失として処理(減損処理)したものではありません。

12. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
694百万円	—	6百万円

13. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債 券	—百万円	2,582百万円	3,538百万円	3,345百万円
国 債	—	—	198	635
地方債	—	—	956	—
社 債	—	2,582	2,383	2,709
その他	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
合 計	—	2,582	3,538	3,345

(次ページに続く)

経理・経営内容

(前ページより続き)

14. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は貸出金とその未収利息であります。
- | | |
|--------------------|------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 0百万円 |
| 危険債権額 | — |
| 三月以上延滞債権額 | — |
| 貸出条件緩和債権額 | 3百万円 |
| 合計額 | 4百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
15. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は19百万円であります。これらはすべて、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとの条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置を講じております。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 23百万円
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権 1百万円
18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
19. 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|------------------|--------|
| 繰延税金資産 | 百万円 |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 3 |
| その他 | 1 |
| その他有価証券評価差額金 | 140 |
| 繰延税金資産合計 | 145百万円 |
20. 出資1口当たりの純資産額は9,554円39銭です。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	180,750	194,320
資 金 運 用 収 益	176,504	188,923
貸 出 金 利 息	67,619	69,992
預 け 金 利 息	1,960	5,971
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	102,836	108,871
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	4,088	4,088
役 務 取 引 等 収 益	—	0
受入為替手数料	—	—
その他の役務収益	—	0
そ の 他 業 務 収 益	3,894	4,834
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	3,894	4,834
そ の 他 経 常 収 益	351	562
貸倒引当金戻入益	197	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	154	562

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経 常 費 用	147,375	159,079
資 金 調 達 費 用	8,594	14,455
預 金 利 息	8,592	13,766
給付補填備金繰入額	2	689
譲渡性預金利息	—	—
借 用 金 利 息	—	—
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	12,640	13,854
支払為替手数料	747	734
その他の役務費用	11,893	13,120
そ の 他 業 務 費 用	—	6,124
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	6,124
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	—	—
経 費	126,134	123,421
人 件 費	88,930	84,958
物 件 費	37,013	38,282
税 金	190	180
そ の 他 経 常 費 用	6	1,223
貸倒引当金繰入額	—	1,223
貸 出 金 償 却	—	—
株式等売却損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	6	—
経 常 利 益	33,374	35,240
特 別 利 益	—	51
固定資産処分益	—	51
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	—	0
固定資産処分損	—	0
減 損 損 失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	33,374	35,292
法人税、住民税及び事業税等	5,957	8,948
法 人 税 等 調 整 額	2,323	△171
法 人 税 等 合 計	8,281	8,777
当 期 純 利 益	25,092	26,514
繰越金(当期首残高)	185,483	196,961
積 立 金 取 崩 額	—	—
当期末処分剰余金	210,576	223,475

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 127円867銭

経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当期末処分剰余金	210,576	223,475
積立金取崩額	—	—
剰余金処分数額	13,615	18,243
利益準備金	1,681	6,135
普通出資に対する配当金	8,164	8,273
	(年4%の割合)	(年4%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	3,770	3,835
預金利息等	(100円につき5円の割合)	(100円につき5円の割合)
貸付金利息	(100円につき5円の割合)	(100円につき5円の割合)
特別積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	196,961	205,232

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
人 件 費	88,930	84,958
報酬給料手当	69,829	69,860
退職給付費用	5,426	2,323
その他	13,673	12,774
物 件 費	37,013	38,282
事務費	20,092	20,088
固定資産費	5,297	5,265
事業費	3,251	5,714
人事厚生費	478	432
有形固定資産償却	5,571	4,325
無形固定資産償却	15	187
その他	2,305	2,267
税金	190	180
経費合計	126,134	123,421

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
資金運用収益	176,504	188,923
資金調達費用	8,594	14,455
資金運用収支	167,909	174,468
役務取引等収益	—	0
役務取引等費用	12,640	13,854
役務取引等収支	△12,640	△13,853
その他業務収益	3,894	4,834
その他業務費用	—	6,124
その他の業務収支	3,894	△1,290
業務粗利益	159,163	159,323
業務粗利益率	0.86 %	0.87 %
業務純益	33,029	35,901
実質業務純益	33,029	35,901
コア業務純益	33,029	42,026
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	33,029	42,026

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
受取利息の増減	2,583	12,419
支払利息の増減	312	5,861

業務粗利益

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	275,788	183,111	192,296	180,750	194,320
経常利益	11,614	28,393	19,452	33,374	35,240
当期純利益	8,578	18,916	21,778	25,092	26,514
預金積金残高	16,412,274	16,226,322	15,733,161	15,996,492	15,311,921
貸出金残高	4,582,379	4,734,470	4,702,705	4,900,601	5,480,804
有価証券残高	11,063,360	10,846,965	10,101,195	10,896,465	9,646,185
総資産額	19,022,811	18,749,923	18,043,782	18,263,607	17,355,653
純資産額	2,498,024	2,433,377	2,274,604	2,217,576	1,993,170
自己資本比率(単体)	26.11 %	25.15 %	24.96 %	23.08 %	24.62 %
出資総額	188,291	196,544	200,797	202,478	208,613
出資総口数	188,291 □	196,544 □	200,797 □	202,478 □	208,613 □
出資に対する配当金	7,466	7,808	7,984	8,164	8,273
職員数	7 人	8 人	8 人	8 人	8 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

経理・経営内容

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	2,319	2,339
うち、出資金及び資本剰余金の額	202	208
うち、利益剰余金の額	2,128	2,143
うち、外部流出予定額 (△)	11	12
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14	16
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	14	16
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,333	2,356
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	0
自 己 資 本		
自 己 資 本 の 額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	2,333	2,355
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	9,785	9,274
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—
勘 定 間 の 振 替 分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	321	291
信用リスク・アセット調整額	—	—
フ ロ ア 調 整 額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	10,106	9,565
自 己 資 本 比 率		
自 己 資 本 比 率 ((ハ)/(ニ))	23.08%	24.62%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	令和5年度	18,498 百万円	176,504 千円	0.95 %
	令和6年度	18,229	188,923	1.03
	うち	4,709	67,619	1.43
	貸 出 金	5,043	69,992	1.38
	うち	2,933	1,960	0.06
	預 け 金	2,192	5,971	0.27
	うち	10,682	102,836	0.96
	有 価 証 券	10,820	108,871	1.00
	資 金 調 達 勘 定	16,176	8,594	0.05
	令和6年度	15,891	14,455	0.09
資 金 調 達 勘 定	うち	16,176	8,594	0.05
	預 金 積 金	15,891	14,455	0.09
	うち	—	—	—
	譲 渡 性 預 金	—	—	—
	うち	—	—	—
借 用 金	令和5年度	—	—	—
	令和6年度	—	—	—

総資産利益率

(単位: %)

区 分	令和5年度	令和6年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.17	0.19
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.13	0.14

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位: %)

区 分	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 利 回 (a)	0.95	1.03
資 金 調 達 原 価 率 (b)	0.83	0.86
総 資 金 利 鞘 (a - b)	0.12	0.16

(注) 1. 資金運用利回り = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
 2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

満期保有目的の債券

該当事項なし

経理・経営内容

その他有価証券

(単位: 百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	159	99	59	180	99	80
	債 券	4,629	4,515	113	1,629	1,603	25
	国 債	109	100	8	103	100	3
	地 方 債	619	600	19	205	200	5
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	3,901	3,815	85	1,321	1,303	17
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	4,788	4,615	173	1,809	1,703	106
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	6,107	6,437	△329	7,836	8,442	△605
	国 債	702	799	△97	730	898	△167
	地 方 債	389	400	△10	751	800	△48
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	5,015	5,238	△222	6,353	6,743	△390
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	6,107	6,437	△329	7,836	8,442	△605
合 計		10,896	11,052	△156	9,646	10,145	△499

(注) 1. 上記の「社債」は、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債です。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位: 百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	0	0
全 信 組 連 出 資 金	173	173
合 計	173	173

(注) 1. 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

預貸率、預証率の期末値及び期中平均値

(単位: %)

区 分	令和5年度	令和6年度
預 貸 率	(期 末) 30.63	35.79
	(期 中 平 均) 29.11	31.73
預 証 率	(期 末) 68.11	62.99
	(期 中 平 均) 66.03	68.09

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位: 百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
職員1人当りの預金残高	1,999	1,913
職員1人当りの貸出金残高	612	685

資 金 調 達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	641	4.0	682	4.3
定 期 性 預 金	15,535	96.0	15,208	95.7
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	16,176	100.0	15,891	100.0

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	15,080	94.3	14,454	94.4
法 人	915	5.7	857	5.6
合 計	15,996	100.0	15,311	100.0

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
固 定 金 利 定 期 預 金	15,362	14,361
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—
合 計	15,362	14,361

資 金 運 用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	—	—	—	—
手 形 貸 付	—	—	—	—
証 書 貸 付	4,684	99.5	5,020	99.5
当 座 貸 越	24	0.5	23	0.5
合 計	4,709	100.0	5,043	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	899	8.4	985	9.1
地 方 債	841	7.9	1,033	9.6
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	8,842	82.8	8,701	80.4
株 式	99	0.9	99	0.9
外 国 証 券	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	10,682	100.0	10,820	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め のないもの
国 債	令和5年度	—	—	109	702	—
	令和6年度	—	—	198	635	—
地 方 債	令和5年度	—	100	908	—	—
	令和6年度	—	—	956	—	—
短 期 社 債	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
社 債	令和5年度	700	2,834	2,587	2,794	—
	令和6年度	—	2,582	2,383	2,709	—
株 式	令和5年度	—	—	—	—	159
	令和6年度	—	—	—	—	180
外 国 証 券	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
その他の証券	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
合 計	令和5年度	700	2,934	3,605	3,497	159
	令和6年度	—	2,582	3,538	3,345	180

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分		金 額	構成比	債務保証見返額
当 組 合 預 金 積 金	令和5年度	—	—	—
	令和6年度	—	—	—
有 価 証 券	令和5年度	—	—	—
	令和6年度	—	—	—
動 産	令和5年度	—	—	—
	令和6年度	—	—	—
不 動 産	令和5年度	2,901	59.2	—
	令和6年度	3,250	59.3	—
そ の 他	令和5年度	—	—	—
	令和6年度	—	—	—
小 計	令和5年度	2,901	59.2	—
	令和6年度	3,250	59.3	—
信用保証協会・信用保険	令和5年度	—	—	—
	令和6年度	—	—	—
保 証	令和5年度	398	8.1	—
	令和6年度	430	7.9	—
信 用	令和5年度	1,600	32.7	—
	令和6年度	1,799	32.8	—
合 計	令和5年度	4,900	100.0	—
	令和6年度	5,480	100.0	—

資金運用

貸出金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
固定金利貸出	670	777
変動金利貸出	4,230	4,702
合 計	4,900	5,480

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	—	—

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	1,663	34.0	1,801	32.9
設 備 資 金	3,236	66.0	3,679	67.1
合 計	4,900	100.0	5,480	100.0

貸倒引当金(期末残高・期中増減額)

(単位:百万円)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	14	0	16	1
個別貸倒引当金	0	0	0	0
貸倒引当金合計	15	0	16	1

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	—	—	—	—
農 業、 林 業	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—
鉱 業、 採 石 業、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—
電 気、 ガ ス、 熱 供 給、 水 道 業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	—	—	—	—
卸 売 業、 小 売 業	—	—	—	—
金 融 業、 保 険 業	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—
学 術 研 究、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—
飲 食 業	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	—	—	—	—
教 育、 学 習 支 援 業	—	—	—	—
医 療、 福 祉 業	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—
個 人 (住 宅 ・ 消 費 ・ 納 税 資 金 等)	4,900	100.0	5,480	100.0
合 計	4,900	100.0	5,480	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経 営 内 容

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和5年度	0	—	0	100	100
	令和6年度	0	—	0	100	100
危 険 債 権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
要 管 理 債 権	令和5年度	6	—	0	0.3	0.3
	令和6年度	3	—	0	0.3	0.3
	三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和5年度	6	0	0.3	0.3
		令和6年度	3	0	0.3	0.3
小 計	令和5年度	7	—	0	13.3	13.3
	令和6年度	4	—	0	10.4	10.4
正 常 債 権	令和5年度	4,898				
	令和6年度	5,481				
合 計	令和5年度	4,905				
	令和6年度	5,485				

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。

3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。

4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。

5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。

6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。

7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息の各勘定に計上されるものです。

10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

経営内容

法令遵守の体制

●法令遵守の体制

◆コンプライアンス基本方針

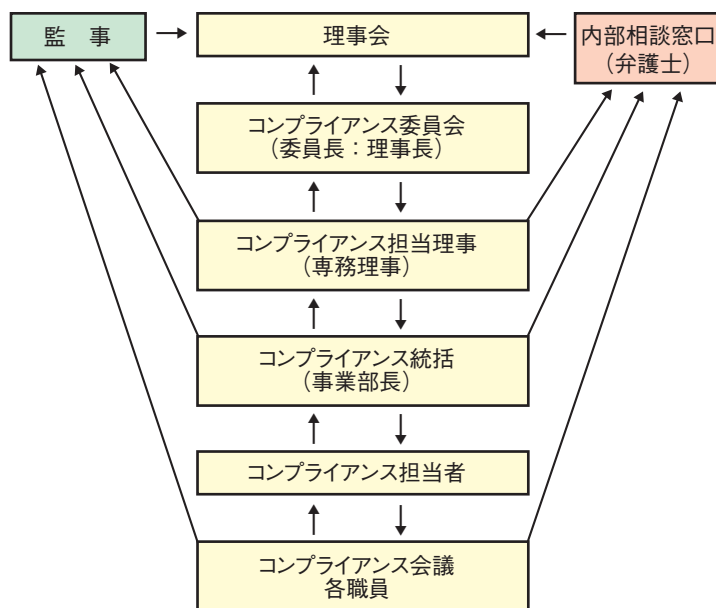
当組合は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス(法令等遵守)を「役職員が法令、諸規則、諸規程を遵守し、もって企業倫理にもとることなく、誠実かつ公正に業務を遂行することをいう。」と定義し、「経営上の最重要課題の一つであると位置付け」ています。

さらに「コンプライアンス方針」及び「令和7年度事業計画」の基本戦略Ⅲの重点施策2について、「①コンプライアンス推進体制で「コンプライアンスは経営の最重要課題の一つであり、さらなるコンプライアンスの堅持・深化のために、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、コンプライアンス体制を有効に機能させます。」とし、また②コンプライアンス意識の向上で「令和7年度コンプライアンス・プログラム」に具体的な取組みを定め着実に実施」することを定めています。

「令和7年度コンプライアンス・プログラム」では、21の具体的な取組みを定め、上期下期毎に進捗状況管理を行い、成果の評価をしています。

◆コンプライアンス体制

コンプライアンスに違反する行為を未然に防止し、コンプライアンスの着実な実践を確保するために、コンプライアンス担当理事及びコンプライアンス統括ならびにコンプライアンス担当者を設置し、法務問題等が一元管理できる体制をとっています。



報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は常勤理事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、常勤役員の報酬は、一般職に属する県職員の給料を参考にして理事会で決定し、年額を月割支給しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、退任時に総代会で支給の決定をし、金額については理事会で、事業成績、在任期間その他を勘案してその額を決定しております。ただし、県職員を退職して役員となった常勤役員には支給しておりません。

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬

(単位:千円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	14,503

注1. 対象役員に該当する理事は2名です。

注2. 上記の内訳は、「基本報酬」14,503千円となっております。

【その他】

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記の窓口をご利用ください。

【窓口:三重県職員信用組合 窓口】 059-228-5205

・受付日 月曜日～金曜日(祝日及び当組合の休業日は除く)

・受付時間 午前8時30分～午後5時15分

なお、苦情等対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.sansyokushin.shinkumi.jp>

●紛争解決措置

愛知県弁護士会 紛争解決センター(電話:052-203-1777)

愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター

(電話:0564-54-9449)

東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の三重県職員信用組合又は下記窓口までお申し出ください。

【窓口:(一社)東海信用組合協会 東海地区しんくみ苦情等相談所】

・受付日 月曜日～金曜日(祝日及び協会の休業日は除く)

・受付時間 午前9時～正午12時、午後1時～午後4時30分

・電話 052-451-2110

・住所 〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21

【窓口:(一社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

・受付日 月曜日～金曜日(祝日及び協会の休業日は除く)

・受付時間 午前9時～午後5時

・電話 03-3567-2456

・住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)

経営内容

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	三重県職員信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	208百万円
償還期限	—
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—

注. 当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率が国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を保っております。また、当組合は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると認識しております。

一方、将来の自己資本充実策については、中期経営計画に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

なお、中期経営計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえたうえで策定したものであります。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し発生する経済的損失をいいます。 当組合は、融資に当たり、審査態勢を整備し、安全性、公共性、流動性の原則に従った厳正な審査に基づき、健全な資金需要に対して円滑な資金供給を行うとともに、債権の管理に当たり、資産の健全性を維持し、不良債権の発生を未然に防ぐことにより、収益力の向上を目指し、信用リスクの適切な管理を行っています。
管 理 体 制	一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理会議で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会に報告し対応方針の決定を行う態勢を整備しております。
評 価 ・ 計 測	信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、大口与信先の管理など、分析に注力しております。 また、信用リスクの計測については、「自己査定規程」及び「償却・引当規程」に基づき、計測を行っています。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っています。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類毎に適格格付機関の使分けは行っておりません。

株式会社 格付投資情報センター (R&I)	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
株式会社 日本格付研究所 (JCR)	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当事項なし

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財産・負債状況など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。

当組合が扱う担保には、不動産等、保証には、人的保証、政府関係機関保証、民間保証があり、その手続きについては、「貸付規程」、「自己査定規程」等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っています。

また与信取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

経 営 内 容

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リ ス ク の 説 明 及びリスク管理の方針	当組合では、オペレーショナルリスクを「金融機関の業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」と定義しています。
管 理 体 制	オペレーショナルリスクについては、リスク管理会議等において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告し、対応方針を決定する態勢を整備しております。
評 価 ・ 計 測	当組合は、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法をリスク管理規程に定めており、確実にリスクを認識し、評価しております。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当組合は標準的手法を採用しております。	

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リ ス ク の 説 明 及びリスク管理の方針	銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、当組合においては、全国信用協同組合連合会への出資金及び政策投資株式が該当します。 これらについては、当組合が定める「余資運用規程」に基づき、適正な運用・管理を行っております。
管 理 体 制	リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。
評 価 ・ 計 測	当該取引にかかる会計処理については、「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

●金利リスクに関する事項

リ ス ク の 説 明 及びリスク管理の方針	金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指し、定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢としております。
管 理 体 制	銀行勘定の金利リスク（IRRBB）について経済的価値の変動額である ΔEVE 及び期間収益の変動額である ΔNII をSMBC日興証券の「NBAシステム」により定期的に計測を行い、リスク管理会議で協議・検討を行っております。
評 価 ・ 計 測	上記の対応を通じ、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

■金利リスクの算定手法の概要

- ・計測手法
再評価法
- ・金利感応資産・負債
預金、貸出金、有価証券、預け金
- ・行動オプション性の考慮
 - ・コア預金
対 象：流動性預金
算定方法：①過去5年の最低残高、
②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、
③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限としております。
 - 満 期：2.5年にコア預金残高全額があると想定
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- ・通貨ごとに計測した金利リスク量の集計方法
通貨間の相関は考慮しておりません。
- ・金利ショック幅
100BPVの採用（ ΔEVE の場合、円金利のショック幅は同じで、外貨金利の場合にはショック幅が異なります）
- ・リスク計測の頻度
四半期毎（3、6、9、12月末）

（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	807	849	49	45
2	下方パラレルシフト	0	0	$\Delta 26$	$\Delta 4$
3	スティープ化	532	613		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	807	849	49	45
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	2,355		2,333	

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

経営内容

資料編

リスク管理体制

一定量的事項

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項P.9をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・金利リスクに関する事項…P.17をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	9,785	391	9,274	370
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	9,785	391	9,274	370
(i) ソブリン向け	153	6	143	5
(ii) 金融機関向け	461	18	468	18
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			20	0
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	3,675	147	1,909	76
(v) 中小企業等・個人向け	1,291	51		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			1,550	62
トランザクター向け			0	0
(vii) 抵当権付住宅ローン	340	13		
(viii) 不動産取得等事業向け	400	16		
(ix) 不動産関連向け			1,886	75
自己居住用不動産等向け			1,886	75
賃貸用不動産向け			—	—
事業用不動産関連向け			—	—
その他不動産関連向け			—	—
ADC向け			—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			1,503	60
(xi) 三月以上延滞等	—			
(xii) 延滞等向け			—	—
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			—	—
(xiv) 出資等	99	3		
出資等のエクスポージャー	99	3		
重要な出資のエクスポージャー	—			
(xv) 株式等			99	3
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,003	40	1,507	60
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	173	6	173	6
(xix) その他	2,186	87	31	1
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④未決済取引			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額	321	12	291	11
BI			194	
BIC			23	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	10,106	404	9,565	382

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には「(vi)中堅中小企業等・個人向け」の要件を満たさない個人向けエクスポージャー、有形固定資産、無形固定資産等が該当します。
7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。
- 〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
10. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

経営内容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位: 百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上 延滞 エクスポ ージャー	延滞 エクスポ ージャー
		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ 取引		その他(左記の いずれにも該当 しない資産)			
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国	内	18,403	17,740	4,916	5,495	10,974	10,067	—	—	2,512	2,178	0	3
国	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計		18,403	17,740	4,916	5,495	10,974	10,067	—	—	2,512	2,178	0	3
製 造 業		1,906	1,706	—	—	1,906	1,706	—	—	—	—	—	—
農 業、 林 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業		100	100	—	—	100	100	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業		801	701	—	—	801	701	—	—	—	—	—	—
情報通信業		0	0	—	—	—	—	—	—	0	0	—	—
運輸業、郵便業		1,408	1,005	—	—	1,408	1,005	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業		200	300	—	—	200	300	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業		3,811	3,480	—	—	1,503	1,504	—	—	2,308	1,975	—	—
不動産業		1,408	1,107	—	—	1,408	1,107	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の産業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		3,645	3,641	—	—	3,645	3,641	—	—	—	—	—	—
個人		4,916	5,495	4,916	5,495	—	—	—	—	—	—	0	3
その他の		204	202	—	—	—	—	—	—	204	202	—	—
業 種 別 合 計		18,403	17,740	4,916	5,495	10,974	10,067	—	—	2,512	2,178	0	3
1 年 以 下		2,158	2,127	88	84	701	—	—	—	1,369	1,132	—	—
1 年 超 3 年 以 下		1,542	1,665	337	360	1,205	1,304	—	—	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下		2,258	1,956	552	652	1,706	1,303	—	—	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		1,026	1,824	325	319	700	1,504	—	—	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		3,514	2,789	597	575	2,917	2,214	—	—	—	—	—	—
10 年 超		6,758	7,241	3,015	3,502	3,742	3,739	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの		939	842	—	—	—	—	—	—	939	842	—	—
その他の		204	202	—	—	—	—	—	—	204	202	—	—
残 存 期 間 別 合 計		18,403	17,740	4,916	5,495	10,974	10,067	—	—	2,512	2,178	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分及び期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位: 百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	1	0	—	—	—	—	0	0	0	0	—	—
合 計	1	0	—	—	—	—	0	0	0	0	—	—

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	5	—	5	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,205	—	1,205	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,103	—	1,103	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,232	—	1,232	—	123	10
地方三公社向け	100	—	100	—	20	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,976	—	1,976	—	468	24
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	100	—	100	—	20	20
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	4,218	—	4,218	—	1,909	45
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,979	19	1,979	1	1,550	78
トラザクター向け	—	7	—	0	0	90
不動産関連向け	3,506	—	3,506	—	1,886	54
自己居住用不動産等向け	3,506	—	3,506	—	1,886	54
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	1,503	—	1,503	—	1,503	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	99	—	99	—	99	100
合計					7,561	

(注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

経 営 内 容

●標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,205	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,103	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,232	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,731	—	—	—	—	—	—	—	—	244	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	1,001	—	—	—	—	—	—	—	—	2,815	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	195	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	241	156	602	—	—	—	225	—	—	339	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	241	156	602	—	—	—	225	—	—	339	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,314	1,239	—	3,074	156	602	—	—	—	225	—	0	3,596	—	—	—

経 営 内 容

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,205
外国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,103
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,232
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,976
第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付 債権向けを含む)	—	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,218
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け 及び個人向け	—	1,308	—	—	—	—	469	—	—	—	—	—	—	—	—	1,981
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0
不動産関連向け	1,939	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,506
自己居住用不動産等向け	1,939	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,506
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及び その他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,503	—	—	—	1,503
延滞等向け(自己居住用 不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエ クスポートに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による 保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	99	—	—	99
合 計	1,939	1,709	—	—	—	—	469	—	—	—	—	1,503	99	—	—	16,932

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

経営内容

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	2,214
10%	—	1,334
20%	3,111	100
35%	—	972
50%	4,222	0
75%	—	1,794
100%	1,803	2,443
150%	—	—
250%	—	406
1250%	—	—
合 計	9,137	9,266

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	7,388	—	—	7,388
40%～70%	5,761	7	10	5,761
75%	1,708	9	10	1,709
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%～100%	661	2	10	662
105%～130%	—	—	—	—
150%	1,503	—	—	1,503
250%	707	—	—	707
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	17,731	19	10	17,732

(注)1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

経 営 内 容

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	—	—	516	509	—	—

(注) 1.当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2.上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	159	159	180	180
非 上 場 株 式 等	173	—	173	—
合 計	332	159	353	180

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

●出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	△156	△499

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項なし

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当事項なし

地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)／職域密着型金融の推進

職域信用組合としての経営姿勢

三重県職員信用組合は、三重県及び三重県警察並びに三重県関係団体各職員を組合員とする職域信用組合です。職域信用組合は、特定の団体の職場に勤務する人たちがお互いに助け合いながら組合員の経済的地位の向上を目的とした協同組織の金融機関です。
三重県職員信用組合は、組合員の皆さまのためにお役に立ち信頼される金融機関であり続けます。

融資を通じた職域貢献

I 貸出の件数・金額

・貸出総件数 3,026 件
・貸出総額 5,480 百万円

融資種別	件数	残高(百万円)
フリーローン	471	194
教育資金	429	293
マイカーローン	1,491	1,223
住宅ローン	448	3,679
その他	69	46

II 組合員のニーズに応じた金融商品の提供

令和7年6月から9月末まで、所定の条件で初めて融資をご利用の方に、QUOカードをプレゼントしています。

III 生活相談の実施

融資の申込みや返済相談の際には、必要に応じて組合員の生活相談を行っています。

預金を通じた職域貢献

I 賞与天引きでさらに利率優遇されるキャンペーン定期預金

夏・冬の賞与に合わせたキャンペーン定期預金「サマーキャンペーン」「ウインターキャンペーン」は賞与天引きでお申込みいただくことで更に金利の優遇を行っています。

II 給与天引きで楽々、定期積金

ポスト100周年事業として、「わ9わ9定期積金」〔給与天引き 期間1年(12回)、利率0.99%〕のキャンペーンを行っています。

III 「退職優遇金利定期預金」

キャンペーンは令和8年3月末まで行っていますので、お客様の都合に合わせた預け入れが可能です。

利益還元による職域貢献

令和6年度は、26百万円の純利益を計上し、安定経営を維持することが出来ました。

これにより、令和6年度の配当金は出資配当が年利4%、利用分量配当が「預金利息等100円につき5円」、「融資利息100円につき5円」とさせていただきます。

お支払いする配当総額は12百万円となります。

文化活動・社会福祉活動等への社会貢献活動

三重県及び三重県警察等の要請に応え、各種の文化活動、社会福祉活動等に賛助、協賛、支援をするなど職域に根ざした社会貢献活動を実施しています。

- 三重県総合文化センター協賛
- 公益財団法人三重県立美術館協会賛助会員
- 三重県総合博物館「企業パートナーシップ」会員
- 公益財団法人暴力追放三重県民センター賛助会員
- 一般財団法人三重県交通安全協会賛助会員
- 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター賛助会員
- 社会福祉法人中部盲導犬協会の盲導犬育成事業を募金箱の設置により支援
- 「みえグリーンボンド」への投資
- 百五銀行「グリーン預金」への預入れ

中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組み状況

該当事項なし

その他業務

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第76期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月30日
三重県職員信用組合

理事長 紀平 勉

店舗一覧(事務所の名称・所在地)

店名	住所	電話	CD・ATM
三重県職員信用組合	〒514-8570 三重県津市広明町13番地	059-228-5205	—

令和7年7月1日現在

■主要な事業の内容

A. 預金業務

普通預金、定期預金、定期積金、別段預金を取扱っております。

B. 貸出業務

証書貸付及び当座貸越を取扱っております。

C. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

D. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

E. 内国為替業務

取扱っておりません。

F. 外国為替業務

取扱っておりません。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

トピックス

○令和7年7月10日に出資配当と利用分量配当を行いました。

利用分量配当とは、組合の事業を利用いただいた分量に応じて行う配当金です。

配当金の算出は、組合から預金者に支払った預金利息等及び貸付利用者が組合に支払った貸付金利息を基準額にして、それぞれの配当割合に応じて計算しています。





三職信の配当金

令和6年度(令和7年7月支払)実績



平成28年度(平成29年7月支払)実績

融資
ご利用の方

一年間にお支払い
いただいた利息について、
100円につき5円を還元しました。

預金
ご利用の方

一年間にお支払いしました
預金利息等について、
**100円につき5円をさらに
配当金でお支払い**しました。

組合員
として

出資金に対して、
4%を配当しました。

*毎年、6月下旬に開催の通常総代会で、組合員の代表である総代の皆さまの承認を得て、配当割合(率)が決定します。

*通常総代会終了後、皆さまの当組合普通預金口座に入金するとともに、配当金支払通知書を送付します。

*配当割合(率)は、当該年度の業績により変動する場合があります。また、配当できない場合もありますのでご了承ください。

三重県職員信用組合

三職信

検索



<https://www.sansyokushin.shinkumi.jp/>

TEL:059-228-5205

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ご あ い さ つ2

【概況・組織】

1. 事業方針	3
2. 事業の組織	*2
3. 役員一覧	*2
4. 店舗一覧（事務所の名称・所在地）	*25
5. 組合員の推移	2

【主要事業内容】

6. 主要な事業の内容	*25
7. 信用組合の代理業者	* 取扱いなし

【業務に関する事項】

8. 事業の概況	*3
9. 経常収益	*8
10. 業務純益等	*8
11. 経常利益（損失）	*8
12. 当期純利益（損失）	*8
13. 出資総額、出資総口数	*8
14. 純資産額	*8
15. 総資産額	*8
16. 預金積金残高	*8
17. 貸出金残高	*8
18. 有価証券残高	*8
19. 単体自己資本比率	*8
20. 出資配当金	*8
21. 職員数	*8

【主要業務に関する指標】

22. 業務粗利益及び業務粗利益率	*8
23. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支	*8
24. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘	*10
25. 受取利息、支払利息の増減	*8
26. 経費の内訳	8
27. 総資産経常利益率	*10
28. 総資産当期純利益率	*10

【預金に関する指標】

29. 預金種目別平均残高	*12
30. 預金者別預金残高	12
31. 職員1人当りの預金残高	11
32. 定期預金種類別残高	*12

【貸出金等に関する指標】

33. 貸出金種類別平均残高	*12
34. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	*12
35. 貸出金金利区分別残高	*13
36. 貸出金使途別残高	*13
37. 貸出金業種別残高・構成比	*13
38. 預貸率（期末・期中平均）	*11
39. 職員1人当りの貸出金残高	11

【有価証券に関する指標】

40. 商品有価証券の種類別平均残高	* 取扱いなし
41. 有価証券種類別平均残高	*12
42. 有価証券種類別残存期間別残高	*12
43. 預証率（期末・期中平均）	*11

【経営管理体制に関する事項】

44. 法令遵守の体制	*15
45. リスク管理体制	*16.17
資料編	18.19.20.21.22.23.24

46. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	*15
-----------------------	-----------

【財産の状況】

47. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	*5.6.7.8
48. 協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況	*14
(1) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権	
(2) 危険債権	
(3) 三月以上延滞債権	
(4) 貸出条件緩和債権	
(5) 正常債権	

49. 自己資本の構成（自己資本比率明細）	*9
50. 有価証券、金銭の信託等の評価	*10.11
51. 貸倒引当金（期末残高・期中増減額）	*13
52. 貸出金償却額	*13
53. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	**25

【地域貢献に関する事項】

54. 地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等）	**25
55. 職域密着型金融の推進	**25
56. 中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組み状況	*25
57. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について	** 該当なし

【その他】

58. トピックス	25
59. 当組合の沿革と概要	2
60. 継続企業の前提の重要な疑義	* 該当なし
61. 総代会について	**4
62. 報酬体系について	**15
63. 営業のご案内	26

（注）本紙に掲載している係数は原則、単位未満を切捨てて表示しています。



三重県職員信用組合(さんしょくしん)の3S

SMILE

お客さまが笑顔で満足
職員も笑顔で満足

SUPPORT

お客さまを親身にサポート
職員はお互いに支え合い
助け合う

SOUNDNESS

いつまでも健全経営



第44回全国豊かな海づくり大会
応援マスコット「とこまる」

三重県職員信用組合

〒514-8570
三重県津市広明町13番地
TEL 059-228-5205
FAX 059-228-3700



第44回全国豊かな海づくり大会
応援マスコット「とこまる」

三職信

検索



<https://www.sansyokushin.shinkumi.jp/>

